

第1章 計画の基本的な考え方

第1節 計画策定の背景

今日の環境問題は、ごみの増加、大気汚染、水質汚濁、ヒートアイランド現象、自然の喪失といった身近な問題から、地球温暖化による気候変動などの地球規模の問題に至るまで多岐にわたります。このような環境問題の多様化は、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済活動やライフスタイルそのものが原因であり、特に地球温暖化による気候変動については、生物多様性はもとより人類の存続をも脅かす恐れが指摘されています。

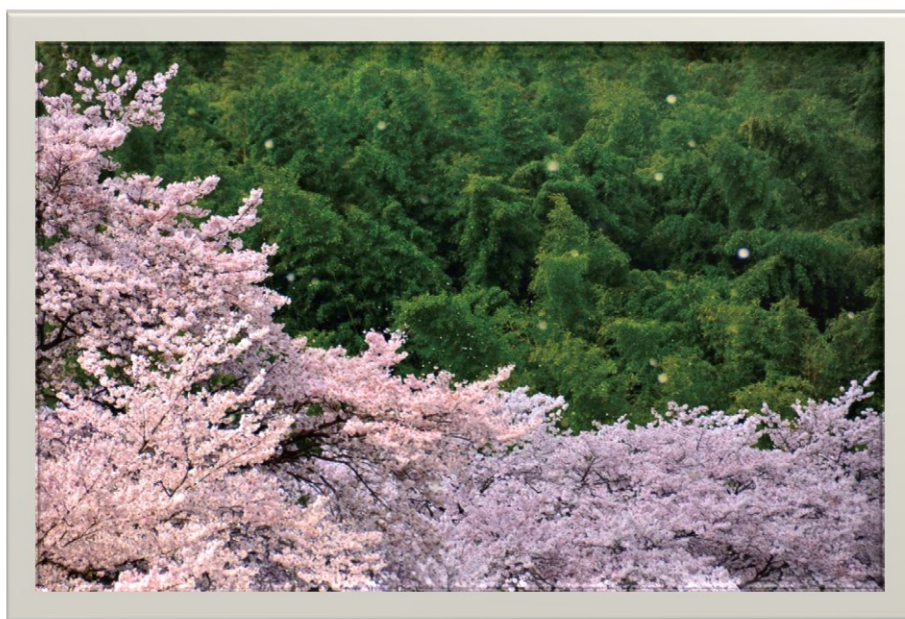
私たちは、日々刻々と変化している社会や経済の状況を踏まえながら、かけがえのない環境を未来の世代に引き継いでいかなければなりません。

本市では、平成17年3月に「太田市環境基本条例」を制定し、平成19年4月に「環境基本計画」と併せて、「太田市地球温暖化防止対策実行計画（区域施策編）」を策定し、「地球の未来を太田から」を基本理念とする環境未来像の実現を目指して、環境の保全と創造のための取り組みを推進してきました。

今回、東日本大震災以降の社会環境の変化やCOP21^{※1}におけるパリ協定^{※2}の採択、生物多様性の保全への対応などの新たな環境課題に対応し、より現状に即した計画とするために見直しを行い、『第2次太田市環境基本計画』として、環境保全と創造に関するさらなる取り組みを推進していきます。

※1 国連気候変動枠組条約第21回締約国会議

※2 世界共通の長期目標として、地球の気温上昇を「産業革命前に比べ2℃よりもかなり低く」抑え、「1.5℃未満に抑えるための努力をする」こと、先進国だけでなく途上国も含む全加盟国が温室効果ガスの削減目標の作成・提出と対策実行を義務付けし、削減目標を5年ごとに提出・更新することなどを合意した「京都議定書」以降の新たな温暖化対策の枠組み



春の菅塩沼

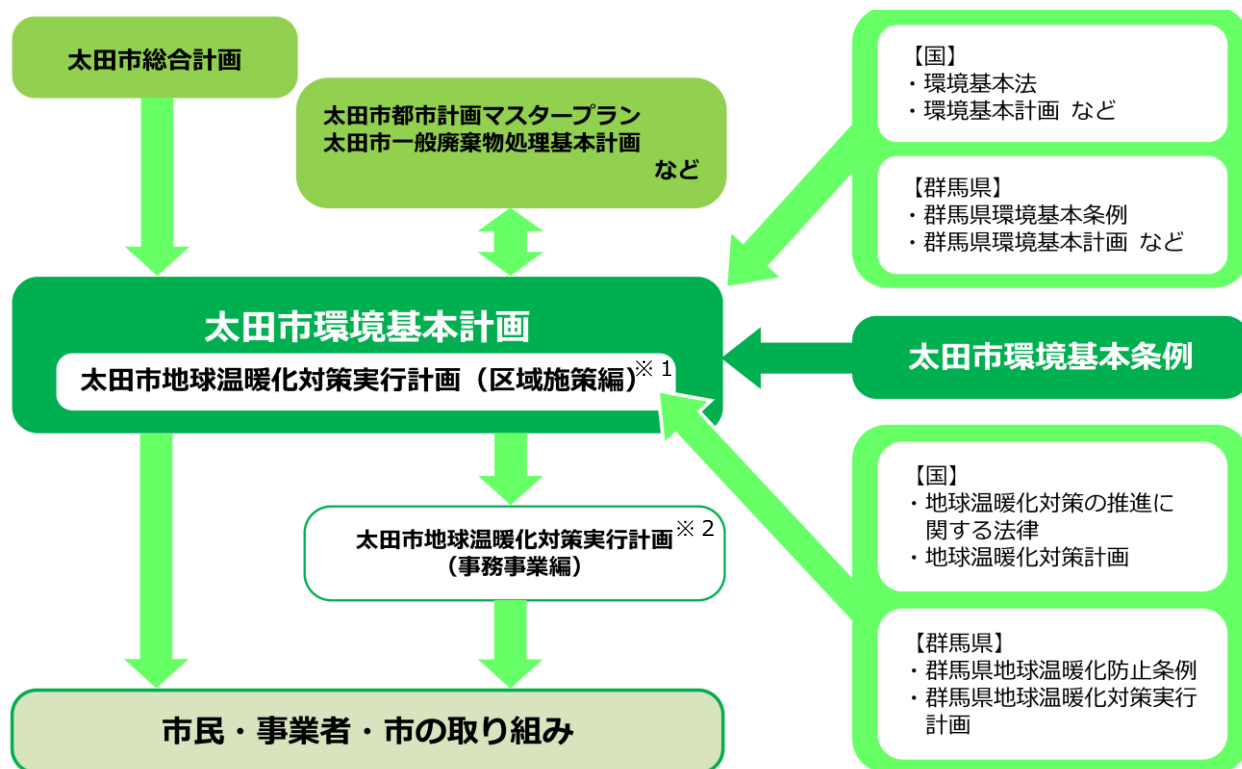
本計画は、「太田市環境基本条例」第8条に基づき策定するもので、太田市の環境の保全等に関する施策を示すとともに、市民・事業者・市のそれぞれが担うべき取り組みを明示するものです。

「太田市環境基本条例」の基本理念と「第2次太田市総合計画」に掲げる将来像を環境面から実現するための計画であり、本市の環境関連計画においては最上位に位置づけられます。

計画の策定にあたっては、国や県の環境基本計画との関連性に配慮するとともに、本市が策定するその他の環境に関連する計画や各種事業計画など、各施策の内容について整合を図ります。

また、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条の3第3項の規定に基づく、『太田市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）』を包含した計画として位置づけます。

■ 環境基本計画の位置づけ



※1 区域施策編：太田市全域の指針

※2 事務事業編：太田市役所の事務事業の指針（別途作成）

第3節 計画の対象

計画で対象とする「地域」は、原則として太田市全域とします。

対象分野は、①低炭素社会、②循環型社会、③自然共生社会、④安全・安心社会、⑤環境保全活動、の5分野とし、身近な地域レベルの環境問題から地球温暖化などの地球規模の環境問題までを総合的に捉えていくものとします。

■ 計画の対象分野と範囲

対象分野	対 象 範 囲
低炭素社会	地球温暖化、省エネルギー、再生可能エネルギー など
循環型社会	ごみの減量化・資源化、4R、ごみの適正処理 など
自然共生社会	動植物、生態系、みどり・水辺、公園、農地 など
安全・安心社会	公害防止、環境美化、まちなみ・景観、防災 など
環境保全活動	環境教育・環境学習、環境情報、環境活動 など



夏の昆虫採集

計画の期間は、長期的な将来を見据えながら、平成 29 年度（2017 年度）から平成 38 年度（2026 年度）までの 10 年間とし、5 年毎に見直しを行います。

また、本市を取り巻く社会経済情勢、環境の変化や計画の進捗状況などにより、見直しの必要性が生じた場合には、適宜柔軟に対応するものとします。

■ 計画の期間



第5節 計画の推進主体

計画の推進主体は、「太田市環境基本条例」第4～6条に基づき、市民、事業者、市とし、それぞれの役割に応じて環境に配慮した行動を協働で実践していきます。

■ 計画の推進主体

